



INS-TH36A-E

**2019 年 10 月改訂（第 5 版）

医療機器届出番号：13B1X00204D00057

*2017 年 8 月改訂（第 4 版（新記載要領に基づく改訂））

機械器具 58. 整形用機械器具
一般医療機器 関節手術用器械（JMDN コード：70964001）

C-システム AMT 人工股関節システム用手術器械

**【形状・構造及び原理等】

* 1. 形状等

本品は、製造販売業者が指定する人工股関節システム専用手術器械である。本品は、組み合わせにより同梱されない製品がある。同梱されている製品については、別途器械出荷リストを参照すること。

番号	品名	原材料
1	C-システム AMT ブローチ	ステンレス鋼
2	C-システム AMT アジャスタブル ブローチ	ステンレス鋼
3	C-システム AMT ステムイントロドューサー	ステンレス鋼 シリコーンゴム
4	ネックセグメント	ステンレス鋼
5	C-システム AMT レッグレングス アジャスター	ステンレス鋼
6	カナルサイザー	ステンレス鋼
7	C-システム AMT トライアルシステム	ステンレス鋼



(1) C-システム AMT ブローチ



(2) C-システム AMT アジャスタブル ブローチ



(3) C-システム AMT ステムイントロドューサー



(4) ネックセグメント



(5) C-システム AMT レッグレングス アジャスター



(6) カナルサイザー



(7) C-システム AMT トライアルシステム

2. 原理

人工股関節に適合した手術器械を使用することにより、埋植部位の適切なサイズの決定及び適切なインプラントの設置を行うことができる。

【使用目的または効果】

1. 使用目的

本品は、再使用可能な手動式の手術器械であり、人工股関節置換術等の関節手術を行うために用いる。

**【使用方法等】

1. 滅菌方法

本品は未滅菌品であるので、使用前に滅菌すること。本品は医療機関内において 10^{-6} 以下の無菌性保証水準が得られる条件で滅菌を行うこと。（以下、条件の例）

高压蒸気滅菌の場合

サイクル	温度	最小暴露時間/乾燥時間
プレバキューム	134℃	3 分/30 分

2. 使用方法

本品は、人工関節置換術等の関節手術を行うための手動式の手術器械であり、人工股関節の埋植を適切な位置に行うために本品を用いる。

＜使用方法等に関連する使用上の注意＞

- (1) 使用前に全ての器械に損傷、変形等の異常がないか点検すること。
- (2) 再使用可能な器械の製品寿命は、一般に使用で生じる摩耗又は破損の程度によって決定される。
- (3) 破損した器械は識別した上で弊社へ返却すること。
- (4) 適切に機能しない器械、損傷又は摩耗している器械は使用しないこと。
- (5) 腐食しないよう、生理食塩水へ長時間曝すことは避けること。
- (6) 使用前に必ず滅菌すること。
- (7) 使用後はできるだけ早く器械を洗浄すること。使用後 16 時間以内に洗浄することを推奨する。すぐに洗浄できない場合には、付着した汚れが乾燥するのを防ぐため、器械を適切な洗浄液に浸けるか、精製水で湿らせたタオル等をかけておくこと。

**【使用上の注意】

* 1. 重要な基本的注意

- (1) 器械は、正しく整備、校正及びバリデーションされた滅菌器を使用して、滅菌すること。
- (2) 使用する洗浄剤及び洗浄機器の製造業者の指示及び警告に従うこと。

取扱説明書（手術手技書）を必ず参照して下さい

- (3) 次亜塩素酸塩溶液及び、ヨード又は高塩素含量を含む溶液は腐食を促進するため、使用しないこと。
- (4) pH7～9 の洗浄液を使用すること。
- (5) 強アルカリ性洗剤 (pH11 以上) は製品を損傷させるため使用しないこと。
- (6) 構造が複雑な器械 (バネ等がある器械) については、自動洗浄の前に手動洗浄を行うこと。
- (7) 使用直前の滅菌は行わないこと。
- (8) 汚染または使用した器械は、自動洗浄機にかけるために器械ケースに入れないこと。汚染した器械は器械ケースとは別に洗浄すること。器械ケースは蒸気滅菌の際に器械を収納したり、器械を保管したり、手術時に器械を収納するために設計されている。
- (9) 閉鎖前に、器械や器械の破片が取り残されていないことを確認すること。
- (10) 本品がクロイツフェルト・ヤコブ病患者への使用及びその汚染が疑われる場合は、弊社にご連絡ください。

2. 不具合・有害事象

- (1) 重大な不具合
 - 1) 器械の破損・変形・摩耗等
- (2) 重大な有害事象
 - 1) 感染
 - 2) 塞栓 (脂肪、血液等)
 - 3) 骨折
 - 4) 体内遺残
 - 5) 過敏症
- (3) その他の有害事象
 - 1) 軟部組織 (筋・靱帯・腱・血管・神経) の損傷

**【保管方法及び有効期間等】

1. 保管方法
 - ・室温保存
 - ・高温多湿を避け、ほこり等の異物が接触しない適切な場所で保管すること。

**【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検事項＞

- (1) 使用後に、分解できる器械は分解し、損傷がないかどうか点検すること。
- (2) 洗浄や滅菌の際には 140℃を超えないこと。
- (3) 手動洗浄の場合

使用する機器：種々のサイズの毛先の柔らかいブラシ、糸くずのでない布、シリンジ、ピペット及び/又は高压洗浄機、中性酵素洗浄剤、中性洗剤 (pH7～9)

 - 1) 酵素洗浄剤の製造業者の指示に従い、酵素洗浄液を準備する。
 - 2) 使用した器械は、酵素洗浄剤の使用 방법에指定される時間又は 5 分間のどちらか長い方、酵素洗浄剤に浸漬すること。
 - 3) 中性洗剤の製造業者の指示に従い、中性洗剤液 (pH7～9) を準備する。
 - 4) 器械に付着した血液と異物を取り除くため、毛先の柔らかいブラシ (ナイロン製等) を用いて器械の表面を万遍なくおよそ 1 分間ブラッシングすること。
 - 5) 目に見える異物、汚れ及び洗浄液がなくなるまで、1 分間以上温水 (推奨温度 30～40℃) で洗い流す。
 - 6) 製造業者の指示に従って調製した中性洗浄液 (pH7～9) を用いて、10 分間超音波洗浄を行うこと。超音波洗浄は、器械の表面が洗浄液に浸っている場合にのみ有効です。エアポケットがあると超音波洗浄の効果が低下します。器械を超音波洗浄タンク内に浸した状態で器械の隙間やバネ部に洗浄液を流し、エアポケットや気泡が生じないようにすること。

- 7) 逆浸透膜イオン水又は精製水ですすぐ。
- 8) 洗浄後は、直ちに乾燥すること。清潔なタオルを使用するか、フィルターを通した圧縮空気乾燥させること。

(4) 手動洗浄 (バネ等がある器械) の場合

使用する機器：種々のサイズの毛先の柔らかいブラシ、糸くずのでない布、シリンジ、ピペット及び/又は高压洗浄機、中性酵素洗浄剤、中性洗剤 (pH7～9)

- 1) 製造業者の指示に従い酵素洗浄剤又は中性洗剤 (pH7～9) の洗剤液を準備する。
- 2) エアロゾルの発生を避けるため、用意した酵素洗浄液又は中性洗剤液に機器全体を浸漬する。
- 3) 可動部のある器械の場合

- ・ ネジ山部、隙間、継ぎ目及びブラシが届きにくい部分は注意すること。
- ・ ヒンジやバネ機構等の可動部は、入り込んだ血液や異物を取り除くため動かしながら洗浄すること。
- ・ 器械の部品が開閉式の場合、部品を動かして内部を露出させて洗浄すること。

4) フレキシブルシャフトやバネ部がある器械の場合

- ・ 洗浄液中で、器械の可動部を動かしながらブラッシングすること。
- ・ ルーメンを洗浄液で洗い流すため、50mL シリンジまたはそれと同等のものを使用すること。
- ・ ネジ山部、隙間、継ぎ目及びブラシが届きにくい部分を洗浄液で洗い流すため、50mL シリンジまたはそれと同等のものを使用すること。
- ・ 可動部やバネ部を洗浄液で洗い流すため、50mL シリンジまたはそれと同等のものを使用すること。
- ・ 目に見える異物、汚れ及び洗浄液がなくなるまで、1 分間以上温水 (推奨温度 30～40℃) で洗い流す。
- ・ 特に、フレキシブルシャフトやバネ部については、完全に汚れ及び洗浄液が洗い流されていることを注意し確認すること。
- ・ 製造業者の指示に従って調製した中性洗浄液 (pH7～9) を用いて、10 分間超音波洗浄を行うこと。超音波洗浄は、器械の表面が洗浄液に浸っている場合にのみ有効です。エアポケットがあると超音波洗浄の効果が低下します。器械を超音波洗浄タンク内に浸した状態で器械のルーメン、空洞、隙間やバネ部に洗浄液を流し、エアポケットや気泡が生じないようにすること。
- ・ 目に見える異物、汚れ及び洗浄液がなくなるまで、1 分間以上温水 (推奨温度 30～40℃) で洗い流す。
- ・ 逆浸透膜イオン水又は精製水ですすぐ。
- ・ 洗浄後は、直ちに乾燥すること。清潔なタオルを使用するか、フィルターを通した圧縮空気乾燥させること。

(5) 自動洗浄の場合

- 1) 酵素洗浄剤の製造業者の指示に従い、酵素洗浄液を準備する。
- 2) 使用した器械は、酵素洗浄剤の使用 방법에指定される時間又は 5 分間のどちらか長い方、酵素洗浄剤に浸漬すること。
- 3) 構造が複雑な器械は、手動洗浄の方法に従って事前に洗浄しておくこと。
- 4) 目に見える異物、汚れ及び洗浄液がなくなるまで、1 分間以上温水 (推奨温度 30～40℃) で洗

い流す。

- 5) 特に、フレキシブルシャフトやバネ部については、完全に汚れ及び洗浄液が洗い流されていることを注意し確認すること。
- 6) 内部の水が排出されるよう、器械を洗浄消毒器に乗せること。
- 7) 洗浄消毒器の使用 방법에従い、適切なサイクルにて洗浄する。(以下、条件の例)

サイクル	時間	温度	洗浄液
前洗浄	2 分	水道水	なし
酵素洗浄	1 分	< 40°C	酵素 洗浄液
洗浄	2 分	66°C	中性 洗浄液
すすぎ	15 秒	> 40°C	なし
熱除染※	5 分	> 93°C	なし
乾燥	7 分	115.5°C	なし

※：逆浸透膜イオン水又は精製水

(6) 洗浄後の点検

- 1) 滅菌又は収納前に、表面、穴又は可動部から異物が完全に取り除かれていることを点検すること。
- 2) 目視で異物の有無を確認するのが困難な場合、3%過酸化水素液に器械を浸すか、洗い流して血液がないことを確認すること。もし気泡が発生したら、血液が存在する。過酸化水素液を使用した後は、温水（推奨温度 30～40°C）で 1 分以上すすぐこと。汚れが残っていた場合は、器械を再洗浄すること。

(7) 点検と機能検査

- 1) 滅菌に先立ち、器械の洗浄後に以下の点を検査しなければならない。
 - 清浄度
 - 腐食（さび、孔食）、変色、過度の擦り傷、剥離、ひび割れ、摩耗などの損傷
 - 適切に機能すること、薄い形状の製品については、曲がりや変形、可動部の異常、固定部分の緩み
- 2) 適切に機能しない器械、マーキングが認識できない器械、部品番号が消失又は削られた（磨かれた）器械、破損や摩耗のある器械は使用しないこと。
- 3) 分解した器械は、特に明記がなければ滅菌前に組み立てること。
- 4) 可動部に水溶性潤滑剤を使用すること。洗浄した後、滅菌する前に潤滑剤を注すこと。

(8) 滅菌時の包装

- 1) 器械は器械ケースに入れて保管すること。
- 2) 滅菌時には滅菌バッグ又は滅菌パウチを使用すること。滅菌バッグ等の製造業者の使用方法に従うこと。
- 3) 滅菌包装した器械は識別すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：

ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社

URL : depuysynthes.jp

製造業者：

・デピュー・インターナショナル社

(DePuy International Ltd) 英国

・ジョンソン・エンド・ジョンソン メディカル(Suzhou) 社

(Johnson & Johnson Medical (Suzhou) Ltd.) 中国